

緊急事態宣言に伴う施設利用条件の変更について

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う国による緊急事態宣言及び福岡県の要請等を踏まえ、施設の利用条件を変更いたします。

1. 変更期間 令和3年5月12日（水）から令和3年5月31日（月）まで
※国または福岡県等のガイドラインの変更、要請等があった場合は、期間の延長を実施する場合がありますので予めご了承ください。
2. 対象施設 福岡国際会議場、マリンメッセ福岡A館・B館、福岡国際センター
3. 利用時間 集客イベントの開催時間 **21時まで**
※一般来場者は21時までに退出
4. 人数上限 **5,000人以下かつ収容人数の50%以下**
※収容人数には来場者だけでなく関係者の人数も含む。
※具体的な人数は別紙MICE施設利用条件のとおり。
5. その他 施設利用にあたっては、感染拡大防止の施設利用ガイドラインをご確認いただき、対策を講じるようお願いいたします。

※新型コロナウイルスに関する最新情報はこちらをご参照ください。

【福岡市ホームページ】

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/hokenyobo/health/kansen/nCorV.html>

【福岡県ホームページ】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html>